

区政会議におけるご意見への対応方針

※会議の中で出たご意見やご意見票等により会議外でいただいた運営方針に関する主なご意見について、適宜要約して記載しています。会議内での詳細な発言内容については、議事録・議事要旨にてご確認ください。

会議内で回答した発言の補足や訂正がある場合はその旨の注釈を記載しています。

なお、局所管事業等、区役所の所管外となるご意見については記載していませんが、いただいたご意見は所管部局へ伝達し、その旨を意見をいただいた委員に伝えています。

No.	意見聴取の場			委員意見	区の回答・対応方針	担当課
	開催日	会議名	委員名			
1	R3.12.17	第2回全体会議 (事後意見)	永野委員	【1-1-1、1-1-2 安全・安心なまちづくり】 「安全・安心なまちづくり」については、これ以上の自助・共助の取組みは難しいと感じています。まず、現在の60～70代の次の担い手が確保できていません。 もう一つ、高齢男性が仕切る現状に馴染めない人も多いです。以前、町内会の役員に異論を述べると「そういう人には災害時に物品はやらん」と言われたことがあります。対話も何もないなあと思いました。町内会のイベントで一方的にいろいろ決められたとか、脱退しようとしたら理由も聞かずに罵倒されたなどは市内どこでも聞く話です。一生懸命やって下さるのは有り難いことですが、男尊女卑や同調圧力があれば若い層や女性には敬遠されるでしょう。 例えば、災害時の避難所の運営は女性にとか、子ども会の運営は40代以下にとか、運営を一切委嘱するなどはどうでしょう。自分たちで運営できるのならやるといって人が出てくるかもしれません。 現状では仕方ないとはいえ、いつまでも高齢男性がトップのピラミッドでは地域活動は先細る一方です。現実を直視しないまま、「自助・共助」の建前だけは残ることを危惧しています。	・委員のご経験を踏まえた貴重なご意見をありがとうございます。 ・委員のご意見の内容から、地域コミュニティの課題が根底にあると感じます。 ・ご高齢の世代の人たちと接した際に委員のご意見のようなことがあるのは、世代間交流の大きな課題だと感じます。 ・一方で働き盛りの世代の人たちとご高齢の世代の人たちとがコミュニケーションを取り合って地域活動をされているのも事実です。 ・耳障りの良い言葉になってしまいますが、お互いを対等に尊重し合う気持ちが大切なのだと思います。 ・地域によって活動に携わっている人は異なり、実情も地域によって様々ですので、運営方法についてもその地域ごとに合意形成が得られるのであれば、ご提案のようなことも選択肢の1つになるかもしれません。 ・また、委員のご意見から、災害時はあらゆる世代が手を取り合って助け合う「共助」の大切さについて、区役所からもより一層の発信をしていくが必要だと感じました。 ・なお、「自助」については、あらゆる世代が自分自身の範囲で出来る行動や備えを意味しており、区役所としても自助が促進するよう継続的に啓発を行います。	市民協働課・防災担当
2	R3.12.17	第2回全体会議 (事後意見)	西澤委員	【1-2-2、1-1-2 防災体制の構築】 ①地域の見守りネットワークからの情報を集約し、どの地域にどのような障がい等を持っている方がいるのか実態把握をする。 ②複数の体制でフォローするのか、明らかにしておく。 ③予行演習を行い、問題点や課題、解決法をはっきりさせる。	貴重なご意見ありがとうございます。 近年、日本全国でさまざまな自然災害が発生しています。災害時は誰もが当事者となり、日常生活に困る状況に陥りますが、なかでも障がいがある方や高齢者は特に多くの困りごとに直面します。委員ご指摘のとおり、ふだんからの取組みが災害時への対応にもつながることから、日頃から地域で支援を必要とする方を把握し、顔の見える関係づくりを行っておくことが大切です。また、実際に災害が起きた際の具体的な対応や動き方を話し合い、予行演習を兼ねた避難訓練を行うなど、日頃から災害時に備えておくことも重要となります。 ふだんの取組みからつながる防災体制の構築に向けて参考させていただきます。	保健福祉課・保健福祉担当 市民協働課・防災担当

No.	意見聴取の場			委員意見	区の回答・対応方針	担当課
	開催日	会議名	委員名			
3	R3.12.17	第2回全体会議	田中委員	【1-2-2、1-1-2 要援護者支援システム】 要援護者支援システムを構築されるということですが、具体的なプランというのは決まっているのでしょうか？	・平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により避難行動要支援者名簿の作成が義務化されました。平成27年から実施しております「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」では、名簿に記載されています要援護者に対して地域等への情報提供に係る同意確認を行い、同意が得られた方の情報を地域へ提供し、地域での見守り活動につなげていただいています。 ・令和3年5月に災害対策基本法が改正され、概ね5年程度で避難行動要支援者ごとに個別避難計画を作成することが努力義務化されました。現在、福祉的な日ごろの見守りは、町会役員、民生委員、ネットワーク委員などの地域の皆様を中心に実施していただいておりますが、日頃の見守りと災害時の避難支援を一体的に行うことができるよう検討していき、令和4年度は全18地域のうち3地域以上においてこの仕組みが構築されることを目標と考えています。 ※会議後に回答を補足しています	保健福祉課・保健福祉担当 市民協働課・防災担当
4	R3.12.17	第2回全体会議 (事後意見)	佐々木委員	【1-2-2、1-1-2 要援護者支援】 要援護者の個人情報についての取り扱いについて、どの様な進め方をかんがえておられますでしょうか。	平成27年度から実施しております「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」では、地域等への情報提供について同意が得られた方の情報を地域へ提供しています。提供にあたっては、各地域との協定に基づき個人情報の取扱い体制について報告をいただいておりますが、今後は協定内容に災害時の避難支援の内容を盛り込むなど方策を検討し、災害時にも対応できる体制（個人情報の取り扱いを含む）を構築していきたいと考えています。 なお、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合など、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があると認めるときは、本人同意を得ることなく、避難支援の実施に必要な限度で、自主防災組織等へ名簿情報を提供できることになっています。	保健福祉課・保健福祉担当 市民協働課・防災担当
5	R3.12.17	第2回全体会議 (事後意見)	田中委員	【1-1-3 防災対策】 災害時における医療機関との連携協定について、 ①医薬品ローリングストックは災害時に地域から要請したらどれくらいの時間で対応してもらえるのか？ ②医薬品以外の対応、例えば医師や看護師の派遣等は可能か？ ③上記以外で現在決まっている協定内容があれば教えてください。	・現在、医薬品ローリングストックの協定を十三市民病院と大阪回生病院と締結しています。 ・大規模災害時に多数の死傷者が出た場合に淀川区役所が区内複数箇所に医療救護所を開設し、医薬品等を出来るだけ速やかに病院から医療救護所に搬送するため、今後具体的な救護体制を整えていきます。 ・医師や看護師の派遣については、淀川区役所が大阪市へ医療救護班の派遣要請を行い、また、覚書に基づき淀川区医師会、淀川区歯科医師会、淀川区薬剤師会に医療救護活動を要請します。 ・淀川区では災害時医療救護体制検討会議において、「大阪市淀川区災害時医療救護マニュアル ～大規模災害に備える為に～」を作成し公表していますので、ご一読いただけますと大変有難いです。 ・なお、継続的に関係機関と共に検討し、必要に応じてマニュアルは更新します。 【淀川区ホームページ：災害時医療救護について】 https://www.city.osaka.lg.jp/yodogawa/page/0000529117.html	市民協働課・防災担当 保健福祉課・健康づくり担当

No.	意見聴取の場			委員意見	区の回答・対応方針	担当課
	開催日	会議名	委員名			
6	R3.12.17	第2回全体会議 (事後意見)	森委員	【1-1-4 地域安全対策】 自転車のルール・マナー教育について、小学生・中学生を対象に、小学校や中学校の運動場で淀川警察署の協力も得ながら取り組んでほしい。	今年度は幼稚園や小学校からの依頼により、令和4年1月末時点で8件の出前講座を行いました。コロナ禍のため淀川警察署の活動自粛により一緒に講座は行えていませんが、コロナ禍前は小学校や中学校の運動場でお互いに協力し合って講座を行っていますので、今後のコロナ禍の状況によりますが、コロナ禍前のようにお互いに協力し合って、小学生・中学生を対象に自転車のルール・マナー教育に取り組みたいと考えています。	市民協働課・防犯担当
7	R3.12.17	第2回全体会議	杉本委員	【1-2、3-1 地域活動支援】 生活困窮者と要援護者も共通して言えることは、地域が何らかの形で携わっていかなければいけないということですが、私も町会の副会長をしていますが、現実、地域自体が、役員のなり手がどんどん減っていて手が足りない状況です。そういう中で、まだこういう仕事をいただくと、地域の現場としては回っていかないと悲鳴が上がっている状況です。 こういう方たちを救うのはもちろんですが、地域そのものの活動を支援していただかないと、救う立場の人間が集まってくれません。地域に対する、公の支援が全くされていないのが現状なので、そこをまず解決していただきたいと思っています。	・町会の加入率の減少や、担い手不足による役員の高齢化や負担の集中など、地域で活動いただいている方々への環境が厳しくなっていることはよく理解をしています。 ・一方で、地域のことを一番よく知っておられる地域の皆さんが考えるまちをつくっていくのが、一番理想であると思っています。 ・区役所としては、町会加入促進をはじめとして、地域活動協議会への補助金や、「淀川区まちづくりセンター」による活動の支援により、組織運営や広報（若い世代への情報発信に向けた取組み、市民活動の理解促進を図るために地域で行われている地域活動の情報発信等）の支援など、地域の皆様のご要望に応じた支援を続けていきたいと考えています。 ・企業やNPO、学校、福祉施設等、地域に関わる様々な人材に協力を得ながら、地域の役員の皆さんだけに仕事ををお願いするということのないような形、地域人材をどうしていくかということについても、区役所としてしっかり検討していきたいと考えています。 ※会議後に回答を補足しています	保健福祉課・保健福祉担当 市民協働課・まちづくり担当
8	R3.12.17	第2回全体会議	永野委員	【1-2-1 生活困窮者支援システム】 「生活困窮者支援システムの構築と適正な運用」で、生活困窮者に対してアウトリーチを行い、適切な支援につなげる仕組みを構築していくとありますが、アウトリーチの具体的な内容は？	これまでの区役所に申請に来られてから動く申請主義ではなく、「生活困窮者支援システム」は、区役所から外へ出ていき、いろいろな情報をつかんでこうというのが基本的な考え方です。 令和3年3月に、淀川区内の集合住宅でご遺体が1年間放置されて異臭があり警察への届け出により発見された事例があったことがきっかけです。 区役所の窓口だけではなく、区社会福祉協議会や地域包括支援センターの相談窓口にも相談があっても最終的にどこにも支援につながっていないケース等の情報を区役所が積極的に、定期的につかみ、気にかかる事案を早い段階で掘り起こして、どのように支援していくかを関係機関と議論し、アプローチしていくという仕組みです。 ※会議後に回答を補足しています	保健福祉課・保健福祉担当

No.	意見聴取の場			委員意見	区の回答・対応方針	担当課
	開催日	会議名	委員名			
9	R3.12.17	第2回全体会議 (事後意見)	米田委員	【１－２－１ 相談の周知等について】 ・生活困窮家庭に関わる問題について、相談できる場所や相談できる人がわからないと言われる方も多く、なかなか対策等の周知ができていないのではないかと思います。 ・受け身の人も多く、活発に自ら動ける人は少ない様に感じます。 ・私達はどの様にその人達に寄り添うことが良いのでしょうか。	「日々の生活が経済的に苦しい」「働きたいけど経験や自信がなくて不安」等といった生活に困った際の相談先として、生活自立支援窓口の周知を、広報誌よどマガ!や区役所ホームページ、SNSで発信していきます。また、チラシの配架について、効果的な配架先を検討していきたいと思います。 ご指摘のとおり、複数の課題を抱えているが、自らSOSを発信できず必要な支援につながっていない方がいます。 例えば「親が認知症になり、服薬ができなくなった子の精神状態が悪化し様々な問題を起こすようになり、地域から孤立している」など、地域の皆さんだからこそ気がつける様な「気になる事案」を、区役所の生活困窮者自立支援担当へつないでいただく形で寄り添っていただけたらと思います。 生活困窮者自立支援担当へつないでいただいた事案については、「生活困窮者支援システム」により、支援関係機関と連携しアウトリーチを行い、必要な支援につなげていきます。	保健福祉課・保健福祉担当
10	R3.12.17	第2回全体会議	大屋委員	【１－２－２、３－１ 地域ネットワーク委員会】 西三国地域ではネットワーク委員会はまだまだありますが、公に委員会が存在するというのを言えない状況です。民生委員も動いていただいているが、地域にお一人いるかいなかですが、ネットワーク委員となると、近所のおばさんやおじさんが常に身近な存在でいてくださり、きめ細かに見ていただけます。すごく重要になってきているのに、そういうネットワーク委員会がないというのはどういう感じでしょうか。助成金や補助金はいるのですが、ネットワーク委員会という存在そのものがすごく大事だとずっと思っています。	・事業補助制度としてのネットワーク委員会はなくなりましたが、地域活動協議会の構成団体の一つとして引き続きネットワーク委員会を設け、地域活動協議会補助金を活用してご活躍いただいている地域もあります。 ・一方、地域によっては、ネットワーク委員会への事業補助制度がなくなった際に、ネットワーク委員会組織を解散した地域もあり、再形成するというのはなかなか難しい状況だと思います。 ・区役所としても、地域住民にとって身近な存在としてネットワーク委員会の皆様が活動に取り組んでいただいていることは大変ありがたいと思っています。 ※会議後に回答を補足しています	保健福祉課・保健福祉担当 市民協働課・まちづくり担当
11	R3.12.17	第2回全体会議 (事後意見)	西澤委員	【２－１ 学力向上支援】 ・「大阪市の教育レベルが低い」→個別に課題を担任から提示をしてもらう→課題別にグループ化を図り→練習問題を実際に解決させる→解法のしかたを学び合う→解法の確認 ・習熟度によってパウチャー制度の対象者とする。 ・ある程度習熟した児童・生徒に解法の仕方を発表させ相互に学び合うようにする。	貴重なご意見ありがとうございます。 現在、各校においては、習熟度別少人数授業の実施や、個に応じたプリント教材の活用など各校における課題の解決に向けて取り組んでいます。また、話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることを目的に授業で「主体的・対話的で深い学び」を実践しています。 パウチャー制度（大阪市塾代助成制度）は、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、子どもたちの学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を提供するため、一定の所得要件を設けたもので、中学生の約5割が助成対象となっています。また、学習塾や文化・スポーツ等の習い事等、用途については、利用者が決めるものとなっております。 なお、いただいたご意見は学校長とも共有してまいります。 引き続き、教育委員会事務局や学校とともに学力向上支援に向けて取り組んでまいりますので、今後ともご意見いただければと思います。	市民協働課・教育支援担当

No.	意見聴取の場			委員意見	区の回答・対応方針	担当課
	開催日	会議名	委員名			
12	R3.12.17	第2回全体会議 (事後意見)	久原委員	【2－1 学校選択制】 小学校入学時に学校選択制が本当に必要なのでしょうか。この制度を採用してからどの様な成果、また不都合なことがあったのか、運用結果が知りたいです。	本市では、大阪の教育力の向上、充実に図り、教育の振興を推進し、子どもたちの最善の利益を図るため、子どもや保護者の意向に答えていく必要があるとの観点から、平成24年度に学校選択制の制度化を行い、淀川区では平成26年度入学者から選択制を実施しております。 令和3年度の学校選択制について各区及び市全体において必要な改善を行うための材料の一つとして役立てるために、令和2年度に調査・分析を行いました。 調査・分析の結果、「学校選択制は、大阪市の子どもや保護者、大阪市の学校教育にとって良い制度だと思いますか」との設問への肯定的な回答が、保護者（新小学1年生）で70.3%となっており、「学校選択制によって、子どもや保護者が意見を述べ、学校を選ぶことができていますか」との設問への回答は、通学区外の学校を選択した保護者では、小学校で53.9%の方が、通学区外の学校を選択した保護者では、小学校で69.4%の方が肯定的な回答となっております。 調査・分析の詳細につきましては、下記のホームページをご参照ください。 「学校選択制の現状に関する調査・分析結果について（淀川区）」 URL:https://www.city.osaka.lg.jp/yodogawa/page/0000531557.html 「学校選択制における保護者アンケート（令和3年5月～6月実施）」 URL:https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000545449.html	市民協働課・教育支援担当
13	R3.12.17	第2回全体会議 (事後意見)	米田委員	【2－1 相談の周知等について】 ・いじめ、不登校問題について、相談できる場所や相談できる人がわからないと言われる方も多く、なかなか対策等の周知ができていないのではないかと思います。 ・受け身の人も多く、活発に自ら動ける人は少ない様に感じます。 ・私達はどの様にその人達に寄り添うことが良いのでしょうか。	すべての小中学校においてスクールカウンセラーを配置派遣しております。淀川区ではこれまでに独自に予算措置を行い、小学校への配置回数を増やしてまいりました。学校によりスクールカウンセラーの配置日程が異なりますので、相談予約は、各校に連絡していただいております。 また、長期休業明けに不登校などの事案が起きやすいといわれていることから、春休み、夏休み、冬休み期間中に子ども向けに特化した臨時相談窓口を開設しております。実施につきましては、広報誌よどマガ！、区役所ホームページ、区役所twitter、区内小中学校でのチラシ掲示などにより周知しております。 なお、大阪市教育委員会では、大阪市立小学校・中学校・高等学校に通う子どもたちを対象として、電話、メール、ファックス、LINEを利用した相談窓口を設置しており、解決を望む場合は名前・連絡先を聞いたうえで弁護士が解決策をともに考え、匿名のSOS相談には臨床心理士がカウンセリングを行っております。 今後も教育相談体制の充実に努めてまいります。	市民協働課・教育支援担当

No.	意見聴取の場			委員意見	区の回答・対応方針	担当課
	開催日	会議名	委員名			
14	R3.12.17	第2回全体会議 (事後意見)	森委員	【２－１ 学校教育支援】 公序良俗というが、あいさつ（先手で・大声で）、ごみをひろう（見つけた人が）、はきものを揃える（家庭の躰教育）という、ごく当たり前のことを全員ができることが大切である。学校に働きかけ、チェックシートを活用するなどして取り組んでほしい。	貴重なご意見ありがとうございます。 大阪市としても、基本的モラルを子どもたちに身につけさせる取組が必要だと考えており、各校において、「特別教科 道徳」（小学校は平成30年度、中学校は平成31年度から全面实施）を要として倫理や規範意識、社会性を育む教育の取組み、基本的モラルを子どもたちに身につけさせる取組を進めています。各校の取組状況や進捗状況は、学校協議会等を通じてモニタリングしてまいります。 なお、いただいたご意見は学校長とも共有してまいります。	市民協働課・教育支援担当
15	R3.12.17	第2回全体会議 (事後意見)	森委員	【２－１ 学校教育支援】 もちろん勉強も大切だが、部活動（スポーツ・文化系）等で大阪府下No.1を目標にするなど、勉強だけではない教育にも取り組んでほしい。	貴重なご意見ありがとうございます。 区内の中学校における部活動については、ここ2年ほどの間は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から活動時間・方法が制約されがちな状況ではありますが、その中で、基礎的・日常的な活動に工夫して取り組んでいる状況です。 学校において、児童生徒に「夢の叶え方」や「夢をもって進む大切さ」について伝える機会として、自らの夢を叶えて全国的に活躍している著名な講師などを招く際には、講師謝礼を区役所が助成する「淀川区大志育成プロジェクト」事業を行っています。 また、教育委員会事務局の事業として部活動指導員の派遣や技術指導者の招聘を実施しさらなる充実を図っております。 なお、いただいたご意見は、学校長とも共有してまいります。	市民協働課・教育支援担当
16	R3.12.17	第2回全体会議 (事後意見)	奥委員	【２－１ 学校教育支援】 課外授業だけでなく家庭での学習法を指導する機会が必要と感じます。昨今の授業参観では授業中の撮影や保護者同士の私語など親のモラルの低下が酷いです。教員から直接親への指導は難しいでしょうから仕組みとして「親への教育」支援を検討いただければと思います。	各校において、学校の授業以外の学習時間が少ないといった課題解消のため、例えば「家庭学習の手引き」のような独自のプリント等を保護者向けに配付したり工夫しています。 また、学校行事等で保護者が参加する場合には、保護者向けの案内により、参加にあたっての様々な注意・お願い事項を記載し、周知に努めています。いただいたご意見のとおり、親への教育は困難であり具体的にアイデアがあればご提案をいただければと考えております。	市民協働課・教育支援担当

No.	意見聴取の場			委員意見	区の回答・対応方針	担当課
	開催日	会議名	委員名			
17	R3.12.17	第2回全体会議 (事後意見)	永野委員	【2－1－2 自己肯定を育む】 「教育・子育て」支援の「自己肯定を育む」について、検定料は高額なので有り難いことですが、こういう検定を受験する雰囲気が無い家庭の子どもたちに届くかなと多少疑問です。	貴重なご意見ありがとうございます。 家庭事情により検定を受験する機会が無い子どもたちがいる実態の中で、各校において決められた学年すべての児童生徒が受験機会を得られるよう、自己肯定感を育む（よど検）を実施しています。 学校現場からも、検定受験機会を設けることが子どもたちの達成感・モチベーションの向上につながったり、目標を設定した漢字の学習が自学自習の習慣づけにも役立ったりし、有効であるとの意見をいただいております。 検定受験に向けては、事前対策をすることで検定合格の達成経験の増加につながり、ひいては児童・生徒の自己肯定感の向上や、学習習慣の定着、学習意欲を醸成することにつながると考え、各校では区役所からの補助教材も活用し目標級の合格に向け取り組んでおります。 また、達成経験増加のためには、子どもたちの実力に見合った受験級を決定することが重要であることから、各校で受験級を決定するための補助教材も活用し、児童生徒が受験級を決定しています。 今後も、子どもたちの自己肯定感、達成感の向上につながる事業となるよう、引き続き、工夫してまいります。	市民協働課・教育支援担当
18	R3.12.17	第2回全体会議 (事後意見)	米田委員	【2－2 相談の周知等について】 ・児童虐待や発達障がいの子どもに関わる問題について、相談できる場所や相談できる人がわからないと言われる方も多く、なかなか対策等の周知ができていないのではないかと思います。 ・受け身の人も多く、活発に自ら動ける人は少ない様に感じます。 ・私達はどの様にその人達に寄り添うことが良いのでしょうか。	・区役所子育て支援室より”子育てのこと ひとりで悩んでいませんか？”というチラシを乳幼児健診で配布しています。また、区内の保育施設・子育て支援施設・病院等にも配架していただいております。また、スマホ・インターネットからは”淀川区子育て相談”で検索できます。子育てがしんどいと思ったら一人で悩まず、まずはお電話【06-6308-9939】をいただきたいと思います。更なる周知に努めてまいります。 ・ご近所の方が、お子さんの発達や子育てについて悩んでおられるのかなと感じられたら、区役所の子育て支援室を是非ご紹介ください。お子さんや家庭状況等がそれぞれ異なるため、家庭児童相談員や保育士がしっかりと話を伺い、家庭での工夫や医療機関へのご案内等、一人ひとりにあった支援を考えご提案させていただき、継続して関わらせていただきたいと思います。 ・地域におかれましても、引き続き子育て世帯への声かけ等見守りをよろしくお願いいたします。	保健福祉課・子育て支援担当

No.	意見聴取の場			委員意見	区の回答・対応方針	担当課
	開催日	会議名	委員名			
19	R3.12.17	第2回全体会議 (事後意見)	奥委員	【２－２ 子育て支援】 プレパパ・ママ等ファミリー子育て教室はコロナの影響もあり十分に実施できなかったようですが、非常に重要な課題だと思っています。守秘義務を持つ民生・児童委員でさえも出産情報を得にくい状況で、母子手帳を交付する区役所を活用するのが得策だと思います。本人の同意を得る必要がありますが、窓口で子育て支援のために地域の児童委員に繋ぐことを聞きとることは出来ませんか？また、それを拒む方については特に子育て支援室がしっかりマークすることが必要かと思います。このあたりも共助を進めるきっかけとして検討いただければと思います。	プレパパママ等ファミリー子育て教室におきましては、コロナ渦ではございましたが、令和2年度は予定どおり4回、令和3年度におきましても、2月末に4回目を開催しております。当初は、プレパパだけではなく、祖父母等ご家族のご参加も予定しておりましたが、ご指摘のとおり、新型コロナウイルスの影響を受け、妊婦の同伴者は1名とし、パートナーの参加が多い状況にあります。限られた会場の広さの中、また、妊娠後期に新型コロナウイルス感染をしますと重症化しやすいという医学的根拠に基づき、参加人数制限を設けて、密にならないよう、感染対策を強化しての対応でございます。新型コロナウイルス収束後は、本来の目的どおり、初産婦とそのパートナー及びその他の育児支援者に対し、母性及び乳児についての意識向上を促し、育児への参加を効果的に啓発していきたいと考えております。 母子健康手帳交付時には、保健師が全数面接をし、地域で安心して子育てできるように、子育てマップやチラシを配付し、地域子育てサロン等を紹介したり、お困りごとがあるときには、身近な地域の相談窓口として母子健康手帳に記載されております民生委員・児童委員、主任児童委員さんがいらっしゃることを周知しています。また、面接時に課題がある妊婦さんについては、子育て支援室と共に、妊娠中から他機関等と連携をして支援をしております。 加えて、3か月児、1歳半児、3歳児を対象とした乳幼児健診を実施し、健診に来られなかった乳幼児の状況把握等に努めております。 今後も地域の方々のご支援をお願いしながら取り組んでまいります。	保健福祉課・子育て支援担当
20	R3.12.17	第2回全体会議 (事後意見)	西澤委員	【３－１ つながるまち】 町内会の行事・イベントを行い、楽しかった実感を持ち、その行事・イベントを通して、町内にどんな人がいるのか知り合うようにしていく。	・委員ご意見のとおり、行事やイベントへ参加する楽しさをきっかけとして地域活動に関わる楽しさを感じることは、身近な地域での人と人とのつながりづくりに大いに有効であると考えています。 ・地域内でお互いに顔の見える関係ができていくというのが理想だと思います。その理想に向かって、区役所ができること、しなければならないことを考えていきたいと思いますので、今後ご意見いただければと思います。	市民協働課・まちづくり担当
21	R3.12.17	第2回全体会議	杉本委員	【４－１－２ 区政会議委員意見への回答】 意見に対する区役所の回答をいただきましたが、国会答弁みたいな形で非常にとっつきにくく、だんだん読むのが嫌になりました。区役所に文句を言うつもりで書いたわけではないので、もう少し中途半端な答えでもいいから私達に寄り添った答えにしていいただければと思います。	非常に率直なご意見をいただきありがとうございます。今後、できるだけ寄り添った形で回答できるように努めてまいります。	政策企画課

No.	意見聴取の場			委員意見	区の回答・対応方針	担当課
	開催日	会議名	委員名			
22	R3.12.17	第2回全体会議 (事後意見)	永野委員	【４－１－２ 区政会議】 委員から「区側のコメントが味気ない(?)」の意見が出ていましたが、市の縛りもある中、きっと毎回御苦心のことでしょう。 難しいかもしれませんが、「区としてこう考えている、こうしたい、なかなか難しい」など、できる範囲で生の声を伝えてもらえれば、もっと率直なやりとりができそうです。せっかく職員の皆さんも出席して下さっているので、何か収穫があったと思って欲しいと思っています。	ねぎらいのお言葉をいただき、大変うれしく思います。ありがとうございます。 改選前の委員を対象とした区政会議運営に関するアンケート（令和３年９月実施）では、「十分に区役所や委員との間で意見交換が行われていると感じる委員の割合」が42.1%という結果でした。これは、委員の半数以上が「区役所や委員との間で十分に意見交換が行われていない」と感じておられるということです。区政会議は委員の皆さまの貴重なご意見やアイデアをいただける非常に重要な機会ですので、区役所の実情を踏まえた率直な思いや、区役所が実際に困っていることや、どうしたらいいかアイデアをいただきたい課題等について、意見交換をさせていただきたいと思っています。今後、委員の皆さまに、区役所と十分に意見交換が行われていると感じていただけるよう、会議での意見交換の時間をより多く確保する等のいろいろな改善に取り組むように努力していきますので、ご協力くださいますようお願いいたします。	政策企画課
23	R3.12.17	第2回全体会議 (事後意見)	奥委員	【４－１－２ 区政会議】 前期に提起された「公募委員の増員」について、過去4名枠だったのを倍増とはいきませんでした。7名まで増員されました。実際公募委員の中でどのように募集したのかを問われ、職員の方から「よどマガ」等での募集と説明があり、「よどマガ」を見て応募された方がおられたことがわかりました。「区政会議委員による提言からの成果」として強く発信されていいと思います。	ありがとうございます。今後も、区政会議委員のご意見から区の出組みに反映した事例を広報誌やホームページ等を通じて紹介し、区政会議委員のみなさまのご活躍を周知していきたいです。あわせて、区政会議委員のみなさまにも、自らの意見がどのような取り扱いになったのかを実感でき、また、会議への参加意義を感じていただけるよう引き続き取り組んでいきたいです。	政策企画課
24	R3.12.17	第2回全体会議 (事後意見)	森委員	【花と緑のまちづくり】 花があると清潔で季節感がある。花いっぱいのもちをめざし、ボランティアの協力を得ながら、幹線道路、側道等の道路沿いに花を植える取り組みをしてほしい。	・ご意見ありがとうございます。 ・区役所では平成23年度から「花と緑のまちづくり推進事業」として、花づくりボランティアの方々の養成のために種から花苗を育成し、区役所庁舎や保育園、小学校、地域集会所等の公的施設へ花苗を配布してまいりました。 ・しかしながら、年数が経過し、一定の成果を得ましたので、令和3年度に区役所予算事業としては終了となります。 ・今後も公園事務所と連携し、区役所庁舎や小学校、各地域単位で活動されている緑化ボランティア団体への技術的支援は継続してまいります。 ・なお、幹線道路沿いの植栽については公園事務所が管理しており、病虫害や排ガス等に耐えられる樹木を選定し、剪定や薬剤散布等を行っています。その植栽枠内にボランティアで花を植えることは原則的にできませんのでご理解くださいますようお願いいたします。花によるまちづくりについては、都市公園内に地域住民が花を植え、育てることができる花壇を提供する「ふれあい花壇」や月1回区役所で行っている「花と緑の相談」などがありますので、区役所ホームページなどでの周知に努めてまいりたいと思います。	市民協働課・まちづくり担当

No.	意見聴取の場			委員意見	区の回答・対応方針	担当課
	開催日	会議名	委員名			
25	R3.12.17	第2回全体会議 (事後意見)	奥委員	【LGBT事業について】 以前、LGBT支援の予算微増について質問しフィードバックを受けましたが、その後予算については再考いただけたのでしょうか？ その後についてご教示くださいますようお願い致します。	・令和3年度までは、LGBT等の性的少数者への理解につながる動画作成などの普及啓発およびコミュニティスペース提供事業などに予算を組んで実施してきました。 ・委員ご指摘のとおり、普及啓発については、これまでの取組みにより一定の成果が得られたことから、令和4年度については、普及啓発への予算化は行わない予定です。 ・一方、コミュニティスペース提供業務については、行政が実施することで初めての方も安心感をもって参加していただけることや、当事者の課題を行政が把握し事業に反映させることができる貴重な場となっていることから、当事者が社会で孤立しないための必要な事業として、令和4年度についても予算化し、継続して取り組む予定です。 ・LGBT等の性的少数者への支援を今後も継続する必要性があると認識していますが、予算化の必要性や手法等も含めて引き続き検討してまいります。	市民協働課・LGBT担当